

北自旅一第334号
平成24年11月15日

北海道運輸局各運輸支局長 殿

北海道運輸局長

大型客船入港時における一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について

一般貸切旅客自動車運送事業における営業区域の設定については、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について（平成11年12月13日付け自旅第128号、自環第241号）」に基づき処理しているが、標記において大量の団体旅客輸送が発生し、当該地域等の一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」という。）の輸送力のみではこれらの輸送の需要に応じられないことが懸念される。

このため、今般、標記の取り扱いについて、下記のとおり定めたので、その趣旨を十分理解の上、遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、本件については、北海道知事、一般社団法人日本旅行業協会北海道事務局長、社団法人全国旅行業協会北海道支部長、社団法人北海道バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添えるとともに、貴支局においても当該協会に加盟していない管内貸切バス事業者への周知徹底を取り計らわれない。

記

I. 臨時の営業区域を認める範囲

輸送力不足への対応を目的とした営業区域の設定

大型客船入港による一時的な輸送需要量の増加に対して、当該地域等の一般貸切旅客自動車運送事業者のみでは輸送力が不足すると見込まれる場合であって、次のすべての要件に適合する場合に、臨時の営業区域の設定を認めることとする。

なお、輸送力不足の判断に当たっては、リフト付バス等、一定の旅客に適切に対応を図るための車両であっても、輸送力に含むものとする。

1. 臨時の営業区域の設定により供給される輸送力が、大型客船入港に伴い不足する輸送力を補う範囲内のものであること。

2. 運送する期間が限定されていること。
3. 適切な運行管理及び整備管理を行う計画があること。
4. 適切な運行管理・整備管理を行う上で必要となる事業用自動車の保管場所及び運転手の休憩・仮眠・睡眠施設を確保する計画を有していること。
5. 貸切バス事業者を選定する場合にあっては、北海道運輸局が公表している行政処分の状況から過去3カ年以内に行政処分を受けていない事業者を選定すること。
ただし、当該事業者のみでは輸送力が不足する場合にあっては、行政処分の軽重を勘案した上で、上記選定要件の弾力化について、北海道運輸局が個別に判断できるものとする。
6. 本件に係る事業計画（臨時の営業区域）の変更認可申請を運輸局へ行うものとする。